

## 酒田港外航クルーズ船寄港に伴う警備業務委託仕様書

### 1 業務名

酒田港外航クルーズ船寄港に伴う警備業務委託

### 2 実施日・業務時間及び実施場所

#### 実施日・業務時間

|   | 実施日<br>入出港時間             | (ア)出入管理<br>業務 (A)      | (イ)出入管理<br>業務 (B)     | (ウ)出入管理<br>業務 (C)     | (エ)立哨業務               | (オ)交代要員               |
|---|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ① | 9月3日(木)<br>12:00~19:00   | 10:00~20:00<br>(10.0H) | 11:30~19:30<br>(8.0H) | 11:30~19:30<br>(8.0H) | 11:30~19:30<br>(8.0H) | 11:30~19:30<br>(8.0H) |
| ② | 9月20日(日)<br>8:00~18:00   | 6:00~19:00<br>(13.0H)  | 7:30~18:30<br>(11.0H) | 7:30~18:30<br>(11.0H) | 7:30~18:30<br>(11.0H) | 8:30~17:30<br>(9.0H)  |
| ③ | 10月7日(水)<br>8:00~19:00   | 6:00~20:00<br>(14.0H)  | 7:30~19:30<br>(12.0H) | 7:30~19:30<br>(12.0H) | 7:30~19:30<br>(12.0H) | 9:30~18:30<br>(9.0H)  |
| ④ | 10月10日(土)<br>8:00~17:00  | 6:00~18:00<br>(12.0H)  | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 8:30~17:30<br>(9.0H)  |
| ⑤ | 10月19日(月)<br>8:00~17:00  | 6:00~18:00<br>(12.0H)  | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 8:30~17:30<br>(9.0H)  |
| ⑥ | 10月20日(火)<br>10:00~18:00 | 8:00~19:00<br>(11.0H)  | 9:30~18:30<br>(9.0H)  | 9:30~18:30<br>(9.0H)  | 9:30~18:30<br>(9.0H)  | 9:30~18:30<br>(9.0H)  |
| ⑦ | 10月28日(水)<br>8:00~17:00  | 6:00~18:00<br>(12.0H)  | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 8:30~17:30<br>(9.0H)  |
| ⑧ | 11月3日(火)<br>7:00~17:00   | 5:00~18:00<br>(13.0H)  | —                     | 6:30~17:30<br>(11.0H) | 6:30~17:30<br>(11.0H) | 6:30~15:30<br>(9.0H)  |
| ⑨ | 11月6日(金)<br>8:00~17:00   | 6:00~18:00<br>(12.0H)  | —                     | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 7:30~17:30<br>(10.0H) | 8:30~17:30<br>(9.0H)  |
| ⑩ | 11月14日(土)<br>7:00~16:00  | 5:00~17:00<br>(12.0H)  | —                     | 6:30~16:30<br>(10.0H) | 6:30~16:30<br>(10.0H) | 6:30~15:30<br>(9.0H)  |

一般開放なし

#### 実施場所

酒田市宮海地内（酒田港古湊ふ頭）

ただし、岸壁利用調整の結果、酒田港古湊ふ頭を利用できない場合は、実施場所を酒田市宮海地内（酒田港高砂ふ頭）に変更し、(ア) (ウ) (エ) (オ) の業務を実施する。

### 3 警備体制

(1) 必要な警備の体制については、次の表のとおりとする。

| 番号  | 警備内容       | 配置人数 |     |      |
|-----|------------|------|-----|------|
|     |            | ①～⑦  | ⑧～⑩ | 高砂ふ頭 |
| (ア) | 出入管理業務 (A) | 1人   | 1人  | 1人   |
| (イ) | 出入管理業務 (B) | 2人   | —   | —    |
| (ウ) | 出入管理業務 (C) | 2人   | 2人  | 2人   |
| (エ) | 立哨業務       | 6人   | 6人  | 8人   |
| (オ) | 交代要員       | 3人   | 3人  | 3人   |
| 合計  |            | 14人  | 12人 | 14人  |

(2) 配置する警備員は、警備業法第23条第1項の検定を受けている者とし、そのうち1名は、警備員の総括指揮を行うものとする。

### 4 業務の内容

(1) 上記「3 警備体制」ごとの警備内容は次のとおりとする。

(ア) 出入管理業務 (A)

業務開始時間及び終了時間にサブゲートの開扉、閉扉を行う。なお、サブゲートを閉鎖するにあたっては、異常がないことを確認の上閉扉する。

ふ頭ゲートにおいて、ふ頭内に出入りしようとする人及び車両に対し、クルーズ船乗客、船員及びあらかじめ進入を許可された者以外を進入させない出入管理を行う。

サブゲート閉扉後に、高砂ふ頭管理事務所へ業務終了の報告を行う。

(イ) 出入管理業務 (B)

業務開始時間及び終了時間にメインゲートの開扉、閉扉を行う。なお、メインゲートを閉鎖するにあたっては、異常がないことを確認の上閉扉する。

ふ頭内の定められた位置において、一般見学者の出入管理を行う。

(ウ) 出入管理業務 (C)

ふ頭内の定められた位置において、クルーズ船乗客、クルー、あらかじめ進入を許可された者以外を進入させない出入管理を行う。

(エ) 立哨業務

ふ頭内の定められた位置において、立入禁止区域への侵入や危険行為等の監視・警備を行う。

(2) 警備員の配置は、別紙「クルーズ船寄港配置図」のとおりとし、常時警戒に当たるものとする。

(3) ゲートの鍵の管理については、あらかじめ専任職員を指定するとともに、その者に厳重に鍵を管理させることとし、当該者以外の者が鍵を取り扱うことを原則禁止する。鍵又は錠について不審な点が認められた場合は、速やかに発注者に連絡し、その指示に従い必要な措置を行う。

## 5 名簿等関係書類の提出

受注者は、契約締結後、速やかに警備員名簿と、これらの身元及び資格を確認できる書類を発注者に提出するものとする。なお、警備員に変更があった場合も同様とする。

## 6 業務計画書

受注者は、委託業務の実施について、警備員の配置状況等を記載した「業務計画書」を契約締結後、速やかに発注者に提出して承認を得なければならない。

## 7 業務完了報告書の提出

受注者は、実施日ごとの業務完了後、速やかに「業務完了報告書」を発注者に提出すること。ただし、天候不良、災害、行政機関の指示その他やむを得ない事由により委託業務の中止が決定されたときはこの限りでない。

## 8 再委託の禁止

本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときには、この限りでない。

## 9 秘密の保持

受注者は、本業務で知り得た個人情報や機密事項等を他に漏らしてはならない。本業務が終了した後も同様とする。

## 10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受注者は、この仕様書に示されていない細部の事項については、発注者の指示を受けて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に関しては、警備業法、労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）、山形県港湾施設管理条例その他関係法令を遵守すること。
- (4) 業務責任者等については、正規職員又は社会保険被保険者を配置すること。（社会保険とは健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の全てをいう。）
- (5) 天候不良、災害、行政機関の指示その他やむを得ない事由により委託業務日の前日までに中止が決定されたときは、受注者は警備業務の準備行為、要員確保その他の対応を既に行っていることを踏まえ、発注者は受注者に対し、委託料を支払うものとする。ただし、発注者、受注者間で別途書面により委託料の減額又は不払を合意した場合はこの限りでない。